

訪問看護（医療保険）

（契約書別紙 兼 重要事項説明書）

1 事業者の概要

事業所名	東新潟訪問看護ステーション	法人名	医療法人 健周会
所在地	新潟市中央区姥ヶ山274番地1	指定年月日	H12年4月1日(番号1560190009)
電話番号	025-286-6600		
事業の目的	医療法人健周会が開設する東新潟訪問看護ステーションが行う訪問看護事業及び介護予防訪問看護事業の適正な運営を確保するために人員及び管理運営に関する事項を定め、地域の在宅療養者及び要介護者または要支援者（以下「利用者」とします。）に対し適正な訪問看護及び介護予防訪問看護（以下「訪問看護」とします。）と提供することを目的とします。		
運営方針	1 介護保険法と後期高齢者医療制度、健康保険法等の理念に基づき、利用者の心身の状態を踏まえ居宅においてその有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、看護を提供する。 2 訪問看護の実施にあたっては、関係市町村、地域内の保険・医療・福祉・介護サービスとの密接な連携に努め適切な運営を図ります。		
営業日	月曜日から金曜日 ただし、祝日、夏季休暇2日、創立記念日（9月2日）、年末年始12月30日から1月3日までを除く		
営業時間	午前8時30分から午後5時30分 電話にて24時間常時連絡が可能な体制をとります。		
職員の 人数・職種・ 職務の内容	管理者（常勤1名看護職員と兼務） 適切な事業所の運営と訪問看護が行われるように統括します。 看護職員（常勤6名非常勤1名） 訪問看護計画書および報告書を作成し訪問看護の提供を行います。 理学療法士、言語聴覚士（各1名） 訪問看護の一環としてリハビリテーションを担当します。看護職員と共同して訪問看護計画書および報告書の作成を行います。 事務職員（非常勤1名） 事業所における事業の請求業務、物品や書類の管理、電話対応等を行います。		
通常事業の 実施地域	新潟市中央区、江南区、東区、秋葉区（車場・覚路津）		

2 訪問看護の提供方法

- (1) 利用者等がかかりつけ医に訪問看護の利用申し込みを行い、かかりつけ医が事業者に交付した訪問看護指示書により訪問看護の提供を行うことができます。
- (2) 訪問看護指示書の交付にあたり文書料が発生します。文書料は利用者の負担となります。
- (3) 事業者は、利用者の日常生活や心身の状況及び希望を踏まえ、訪問看護計画書を作成し、利用者及びその家族に説明し同意を得交付します。
- (4) 事業者は、月末に訪問看護報告書を作成し訪問看護計画書と共にかかりつけ医へ提出します。

3 訪問看護の内容及びその変更

- (1) 訪問看護は、看護師、理学療法士、言語聴覚士がそのお宅を訪問し、訪問看護計画書の内容に沿って下記のような療養上の世話や必要な診療の補助を行うことにより、利用者の療養生活を支援します。
 - ①全身状態や病状等の観察
 - ②療養生活（清潔・食事・排泄等）の支援
 - ③医師の指示による医療処置や医療機器の管理
創傷及び褥瘡処置、人工呼吸器の管理ケア、人工肛門・人工膀胱の管理ケア、経鼻経管栄養の管理ケア、膀胱留置カテーテル・自己導尿の管理ケア、在宅酸素療法管理ケア、点滴や注射処置、排泄ケア（浣腸や摘便）
 - ④リハビリテーション
 - ⑤ターミナルケア
 - ⑥利用者家族の療養相談や介護方法の指導・支援
 - ⑦認知症患者の看護
- (2) 利用者はいつでも訪問看護の内容を変更するよう申し出ることができます。この申し出があった場合、契約書第1条に規定する契約の目的に反するなど変更を拒む正当な理由がない限り、速やかに変更します

4 訪問看護の担当者

あなたの訪問看護の担当職員及びその管理責任者は下記のとおりです。

訪問看護の利用にあたって、ご不明な点やご要望などありましたら、何でもお申し出ください。

担当看護職師の氏名

担当理学療法士・言語聴覚士の氏名

管理責任者の氏名 豊 寄 早 千 子

5 利用者負担金

- (1) 利用者負担金は、医療保険の法定利用料に基づき各利用者の健康保険の負担割合や公費の利用に応じた金額になります。
- (2) 利用料金表

基本利用料

基本療養費・管理療養費			1割	2割	3割	内容
基本療養費Ⅰ	週3日目まで	5,550円	555円	1,110円	1,665円	訪問看護師等が訪問看護を行った場合
	週4日以降	6,550円	655円	1,310円	1,965円	
基本療養費Ⅲ	入院中に1回 (入院中に2回)	8,500円	850円	1,700円	2,550円	入院中に外泊する者で、訪問が必要とされた場合
管理療養費	月の初日	7,670円	767円	1,534円	2,301円	安全な提供体制にある事業所による基本療養費への上乗せ
	2日目以降	3,000円	300円	600円	900円	

加算料金

加算 項目			1割	2割	3割	内容
難病等複数回訪問看護加算	2回/1日	4,500円	450円	900円	1,350円	難病等の利用者に1日に複数回の訪問看護を行う場合の加算
	3回/1日	8,000円	800円	1,600円	2,400円	
緊急訪問看護加算	1日につき (月14日目まで)	2,650円	265円	530円	795円	利用者や家族等の緊急の求めに応じ、訪問看護を行った場合
	1日につき (月15日目まで)	2,000円	200円	400円	600円	
長時間訪問看護加算	1日/週	5,200円	520円	1,040円	1,560円	90分以上の訪問看護を行う場合
複数名訪問看護加算	2人/1日に1回	4,500円	450円	900円	1,350円	必要性があり、看護師2名で訪問看護を行った場合
退院支援指導加算	退院日の翌日以降初日に加算	6,000円	600円	1,200円	1,800円	退院日に訪問し、支援する場合
退院時共同指導加算	退院日の翌日以降初日に加算	8,000円	800円	1,600円	2,400円	病院等で在宅生活の指導を行う場合
在宅患者連携指導加算	1回につき	3,000円	300円	600円	900円	診療情報などを医療関係職種間で文書を共有し、各職種が診療情報を踏まえて対応した場合
在宅患者緊急等カンファレンス加算	月2回まで	2,000円	200円	400円	600円	状態急変時や治療方針の変更時に、主治医の求めにより開催されたカンファレンスを行い、必要な指導を行った場合

特別管理加算Ⅰ (重症度の高い利用者)	1月あたり	5,000円	500円	1,000円	1,500円	医療的管理が必要な利用者に対し、適切な処置・管理を行う場合
特別管理加算Ⅱ	1月あたり	2,500円	250円	500円	750円	
夜間・早朝訪問看護	1回につき	2,100円	210円	420円	630円	18時～22時、6時～8時に訪問看護を実施した場合
深夜訪問看護加算	1回につき	4,200円	420円	840円	1,260円	22時～6時に訪問看護を実施した場合
訪問看護情報提供書療養費 1.2.3	1月あたり	1,500円	150円	300円	450円	市町村や学校等や保険医療機関に対し、情報提供する場合
訪問看護ターミナル療養費Ⅰ	死亡月1回	25,000円	2,500円	5,000円	7,500円	在宅または特別養護老人ホームでターミナルケアを行う場合
看護・介護職員連携加算	1月あたり	2,500円	250円	500円	750円	喀痰吸引等業務を行う介護職員等の支援を行った場合
訪問看護DX情報活用加算	1月あたり	50円	5円	10円	15円	オンライン資格確認により診療情報を取得し訪問看護の実施に関する計画的な管理を行う
24時間対応体制加算	1月あたり	6,520円	652円	1,304円	1,956円	利用者・家族から電話等により看護に関する意見を求められた場合に常時対応でき、必要に応じて緊急訪問を行う
ベースアップ評価料(Ⅰ)	1月あたり	780円				

・健康保険給付とならない訪問看護料	30分につき 4,500円	夜間加算(18時～22時) ×125%
・90分を超える訪問看護料		早朝加算(6時～8時) ×125%
		深夜加算(22時～6時) ×150%

その他の費用

交通費	1回につき 300円
休日（営業時間外）	30分につき 2,000円
看取りの処置料	15,000円
物品の受け渡し、薬剤等の引き取りまたは緊急等に看護師が対応した場合	30分につき2,000円
キャンセル料	（看護・リハビリ一律）2,000円

6 キャンセル料

- 都合により訪問看護の利用をキャンセルする場合は、なるべく前日17時までに下記の番号までご連絡ください。
- 体調の急変や急な入院等、やむを得ない事情がある場合は除きますが、当日キャンセルは看護・リハビリ一律に2,000円徴収いたします。

（連絡先） 東新潟訪問看護ステーション TEL 025-286-6600

7 緊急時等における対応

訪問看護を提供中に利用者に病状の急変等が生じた場合は、速やかに主治医へ連絡を行う等、必要な措置を講ずるものとします。

8 苦情相談窓口

- 当事業所が提供するサービスに関する相談や苦情は、次の窓口で受け付けます。

苦情対応責任者	豊寄 早千子（管理責任者）
連絡先(電話番号)	025-286-6600

- 当事業所に対する苦情は、次の機関にも申し立てることができます。

苦情受付機関	連絡先（電話番号）
新潟市高齢介護課介護給付認定審査係	025-226-1273（直通）
新潟県国民健康保険団体連合会	025-285-3022

9 虐待の防止のための対応措置

事業所は虐待の発生またはその再発を防止するため以下の措置を講じます。また、訪問看護を提供中に利用者に係る者（職員や利用者家族等）による虐待を受けたと思われる事象を発見した場合は、速やかに市町村および関係機関に通報するものとします。

- 虐待防止のための対策を検討する委員会を定期的開催するとともに、その結果について職員に周知を図ります。
- 虐待防止のための指針を整備します。
- 虐待防止のための職員に対する定期的な研修を行います。

(4) 虐待防止に係る措置を適切に実施するための担当者は管理者とします。

10 業務継続計画の策定

事業所は感染症や非常災害の発生時において、利用者に対するサービス提供を継続的に実施するための、及び非常時体制での早期の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じるものとします。

- (1) 職員に対し業務継続計画について周知し、必要な研修及び訓練を年1回と採用時に実施します。
- (2) 定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行います。

11 衛生管理等

事業所において感染症が発生し、又はまん延しないように、以下の措置を講じるものとします。

- (1) 感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会を毎月開催し、その結果を職員に周知徹底します。
- (2) 感染症の予防及びまん延の防止のための指針を整備します。
- (3) 感染症の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練を年2回と採用時に実施します。

12 秘密保持

- (1) 正当な理由がなく業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らしません。この秘密保持業務は、契約終了後も同様とします。
- (2) 秘密保持業務は、職員の離職後もその効力を有する旨を雇用契約書等に明記します。
- (3) サービス担当者会議等で利用者及びその家族の個人情報等の秘密事項を使用する場合は、あらかじめ文書により同意を得ておくものとします。

13 訪問看護の利用にあたってお願いしたいこと

- (1) 当職員は利用者の金銭の取り扱いや管理は行いません。
- (2) 当職員への贈り物、飲食物の提供はお断りします。
- (3) 当職員への郵便物の投函依頼はお断りします。
- (4) 当職員への宗教活動や政治活動、営利活動はお断りします。
- (5) 利用者の家族に対する訪問看護の提供は行いません。
- (6) 実習生を受け入れております。実習生が当職員と共に訪問する場合がありますのでご協力ください。
- (7) 安全の為ペットはゲージ等に入れて下さい。
- (8) 処置に必要な使い捨て手袋や物品等をご用意いただくことがあります。
- (9) 職員が手洗いするため、洗面所をお借りします。
- (10) 交通事情により、訪問時間が遅くなる場合があります。
- (11) ハラスメントとみなされる行為や著しい迷惑行為が認められた場合、契約を解除します。
- (12) 災害発生時に備えて、薬や医療機器の非常持ち出し、避難場所の確認など自身でも準備してください。サービスをやむなく中止させていただく場合があります。

訪問看護の提供に先立って、利用者に対し本書面に基づいて重要事項の説明をしました。

上記契約の証として、本契約書を2通作成し、利用者及び事業者は記名と押印のうえ、それぞれ1部ずつを保有します。

令和 年 月 日

(事業者) 所在地	新潟市中央区姥ヶ山274番地1
事業者名	医療法人 健周会 東新潟訪問看護ステーション
代表者職・氏名	理事長 片柳 憲雄 印
説明者職・氏名	看護師 豊寄 早千子 印

1、重要事項の説明を受け訪問看護の提供開始に同意します。また、この文書が契約書の別紙（一部）となることについても同意します。

2、24時間対応体制加算について説明を受け同意し利用を希望します。

(利用者) ご住所

お名前 印

(署名代理人) ご住所

お名前 印

(身元保証人) ご住所

お名前 印